

序 論

1 策定にあたって

本市は、平成 11 年度から平成 22 年度までの 12 年間の計画期間とする第 4 次犬山市総合計画において、「木曾の流れに古城が映え ふれあい豊かなもりのまち 犬山」を将来都市像として定め、市民と行政が相互に協力し、自然や歴史など地域の個性を活かしたまちづくりを進めてきました。

この間、平成 12 年には地方分権推進一括法が制定され、地方分権が強く推し進められてきました。今後、地方自治体は、自らの選択と責任において地域の運営を推進し、住民との協働による自立したまちづくりを進めていかなければなりません。

一方、わが国の経済が依然として低迷する中で、本市においても厳しい財政状況が続いており、少子高齢化や人口減少が抱える課題は目前に迫っています。

本市における 75 歳以上の後期高齢者は、平成 21 年 10 月現在で総人口の 9.1% を占めていますが、将来人口を推計すると、平成 34 年には総人口の 16.9% となり、市民の 6 人に 1 人が後期高齢者になると予測されます。前期高齢者を合わせた 65 歳以上の高齢人口は、総人口の 29.3% に達すると予測され、医療費など社会保障費の増加が見込まれます。

また、少子化の進行とともに子どもを産み育てる若い世代の人口減少が著しくなると予測され、産業や教育、地域活動など様々な分野に影響を及ぼし、社会活力の低下が懸念されます。

こうした人口減少・少子高齢社会において、将来にわたり市民サービスの水準を維持し、市民の暮らしを守っていくためには、これからの犬山を支える若者世代が定住の地として選択できる環境づくりや地域産業の活性化などに積極的に取り組み、安定した自治体運営を支える財源の確保に努めていかなければなりません。

また、市民一人ひとりが、世代を問わず、気軽に健康づくりに取り組み、生きがいを持っていきいきと暮らしている健康市民をつくり、市民同士のふれあいや支えあいによる活力にあふれる地域づくりを進めることが求められています。

このような背景を踏まえ、市民が安心していつまでも住み続けたいと感じることのできる、活気に満ちた魅力あるまちづくりを計画的に進めるため、「第 5 次総合計画」を策定しました。



地方分権推進一括法 正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」で、地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要なもの 475 本の法律の改正部分を、1 本の法律として改正したもの

2 計画の概要

(1) 策定の基本方針

これまで犬山市では、「市民憲章」と「総合計画」を市民とまちの共通の理念や目標・方向として掲げ、まちづくりを進めてきました。

“犬山市民憲章”は、輝かしい郷土犬山に誇りと責任を持ち、みんなで力を合わせ、明るく豊かな住みよいまちづくりを進めていくため、昭和59年に制定したものであり、犬山市民が取り組むべき共通の『目標』、『生活の規範』としてきました。

また、まちづくりの総合的な長期計画である総合計画は、第1次総合計画（昭和49年度～昭和60年度）以降、豊かな自然環境を活かした住みよさや歴史・文化、学術や国際交流を中心とした将来像や目標を掲げ、これまで4度の総合計画を策定してきました。

第4次総合計画（平成11年度～平成22年度）では、『木曾の流れに古城が映え ふれあい豊かなもりのまち犬山』を将来の都市像として定め、市民一人ひとりが犬山という「もり」をつくる木となり、自然や歴史など犬山市の個性や地域の資源の一つひとつが木となって集まり共生し、その「もり」を大きく育てていくことを目指して、まちづくりを推進してきました。

市民憲章の理念と第4次総合計画に表されるまちの姿に込められた思いを受け継ぎ、次代に引き継いでいくべき基本的な理念として、第5次総合計画策定にあたっての基本方針としました。

犬山市民憲章

わたしたちのまち犬山市は、緑豊かな丘陵や木曾の清流と古城に代表される歴史的な文化遺産にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力と勤勉により発展してきました。

わたしたちは、この輝かしい郷土犬山に誇りと責任を持ち、みんなで力を合わせ、明るく豊かな住みよいまちづくりをすすめることを願って、この市民憲章を定めます。

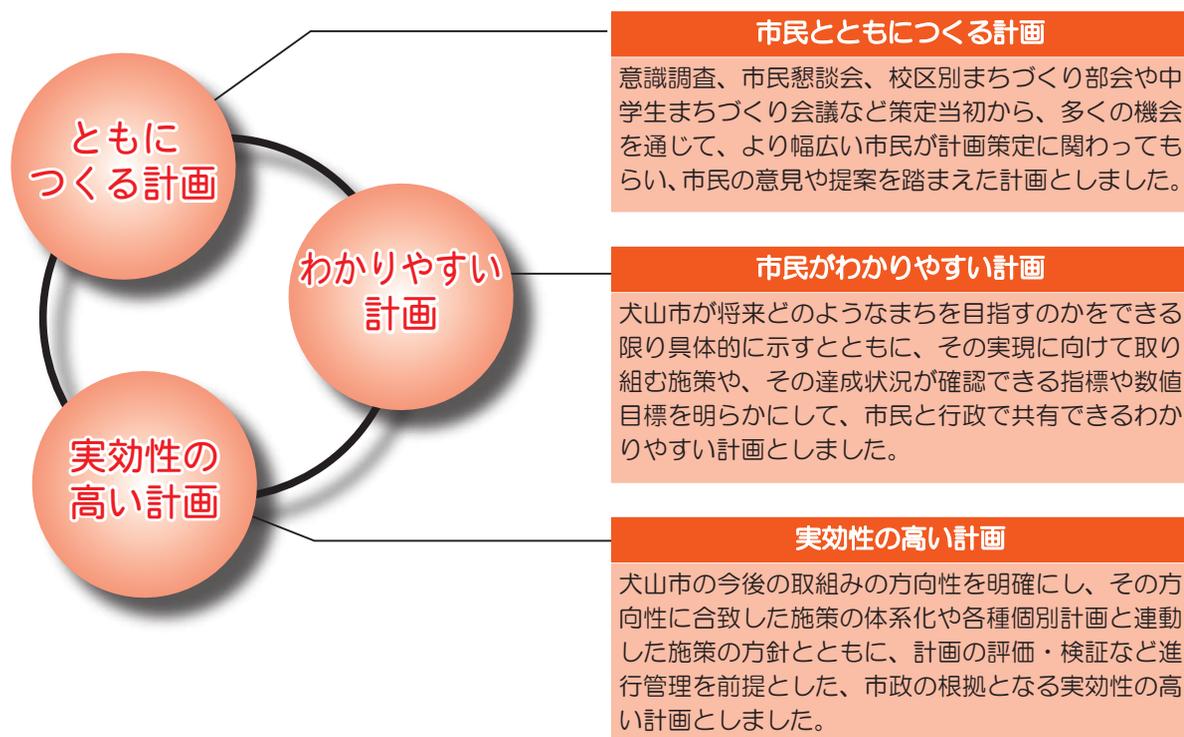
1. 城と川と緑を守り、美しいまちをつくりましょう。
1. 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
1. 力を合わせ、活力のある豊かなまちをつくりましょう。
1. いのちを大切に、明るく住みよいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、心のかよう温かいまちをつくりましょう。

まちの姿

木曾の流れに古城が映え ふれあい豊かなもりのまち 犬山

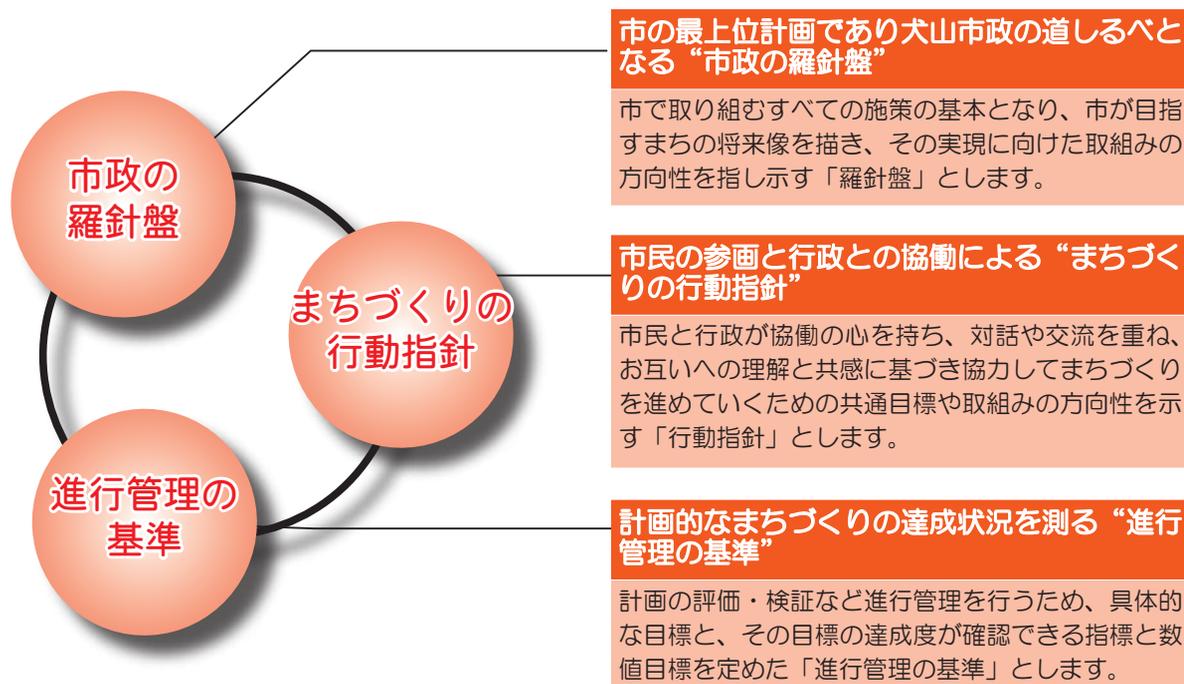
(2) 策定の重点方針

少子高齢化が進展するとともに、まちづくりにおける市民一人ひとりの役割が一層大きくなっていく中、まちの方向性を市民と行政が共有し、市民の主体的な参画のもとで市民と行政が協働でまちづくりを進めることができるよう、第5次総合計画は、次の3つの重点方針に基づき策定しました。



(3) 総合計画の役割

第5次総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、次の3つの役割を担います。



(4) 構成と計画期間

第5次総合計画は、長期間にわたるまちづくりの方向性を明らかにし、目指すべきまちの将来像の実現に向けた取組みを明確にするため、市政全般の施策を体系づけ、具体的な事業計画を策定するものであり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

基本構想と基本計画は、長期的な展望のもとに計画を推進する必要があるため、計画期間を12年間（平成23（2011）年度～平成34（2022）年度）とします。



基本構想

基本構想は、犬山市がまちづくりを進める上で基軸におく考え方を明示し、長期的な展望のもとで目指すまちの将来像を明らかにし、今後の市政運営の指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で掲げたまちの将来像を実現するための具体的な施策の方針や事業内容を定めます。

時代の変化を捉えて一定年度で進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

実施計画

実施計画は、基本構想、基本計画に基づき、重点的に推進する事業を選択し、年度ごとの事業計画を毎年度策定することで、予算編成の指針となるものです。

社会経済状況の変化などにも柔軟に対応するための毎年度、指標に基づいた評価結果をもとに、見直しを行います。

3 まちづくりの主要課題

犬山市のこれまでの取り組みや社会の動向などを踏まえ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応し、市民の暮らしを守り、市民主体のまちづくりを進めるという視点から特に留意すべき4つのまちづくりの主要課題を整理しました。

犬山市のこれまでの取り組み

< 施策特性 >

< 主な成果 >

市内全域に広がる 歴史・文化資源の 保存・継承

- 地域の町並みと歴史的な風情・情緒、人々の活動が一体となっている“歴史的風致”の維持向上を目的とした取り組み
- 市民と行政の協働による城下町地区の町並み環境の整備（都市計画道路の見直し・道路美化化・電線類地中化など）

子どもの健全な成長と 豊かな心を育む 教育の実践

- 心身の健全な成長と基礎学力の向上を目指した取り組みを通じた「学びの学校づくり」による特色ある独自教育の実践
- 幼児教育の充実、家庭の教育力・子育て力の再生・向上に向けた幼保一体化構想の推進

地域コミュニティや ボランティアなど 市民活動の促進

- 小学校区単位を基本とした住民主体の地区コミュニティ活動の展開
- 市民活動支援のための活動拠点（市民活動支援センター）や財政面での環境整備

保健福祉ゾーンの 整備・活用

- 緑豊かな里山エリアにおける保健・医療・福祉の総合拠点施設である市民健康館（さら・さくら）をはじめ各種施設の整備による保健福祉ゾーンの形成と市民交流の推進

水と緑に抱かれた 豊かな自然環境の 保全・再生

- 環境基本条例・環境で輝くまち犬山宣言・環境基本計画に基づく市民・事業者と行政が一体となった環境への取り組み
- 犬山里山学センターを核とした市民ボランティアとの協働による里山保全活動の展開

歴史や自然など 多彩な資源を活かした 観光の推進

- 名勝木曾川などの豊かな自然環境と犬山城や民間観光施設をはじめとした豊富な観光資源を活かした観光施策の展開
- 鉄道事業者との連携や効果的な情報発信などによる観光客の誘致

国際交流・都市間交流 の推進

- 国際観光センターフロイデでの国際会議の誘致・開催
- 友好姉妹都市や万博「愛・地球博」を契機として開始した国との市民レベルでの国際交流の展開

社会の動向

人口減少と少子高齢化の進行

価値観や生活様式の多様化

地方分権の進展

市民参画・協働意識の高まり

地域経済を取り巻く環境の変化

安全・安心意識の高まり

環境問題への意識の高まり

情報通信技術の発展

地域の歴史や文化を活かしたまちづくり

教育や子育てに対する関心の高まり

主要課題 1

人口減少・少子高齢
社会への対応

主要課題 3

毎日の暮らしにおける
安全・安心の確保

主要課題 2

自主自立に向けた
地域活性化への取組

主要課題 4

心の豊かさや
生活の質の重視

主要課題の具体的な内容は次のとおりです。

主要課題 1 人口減少・少子高齢社会への対応

地域における支え合いの充実

- 子どもからお年寄りまでが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、子育て支援や高齢者福祉サービスなど、地域での支え合いを基本とした仕組みの充実が求められています。

高齢者の生活不安の解消

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り体制の強化など高齢者の生活不安を解消する取組みを充実する必要があります。

安心して子どもを産み育てるための総合的な少子化対策

- まちの持続的な発展や地域活力を維持するため、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや地域の子育て支援体制の充実など、総合的な少子化対策を講じていく必要があります。

公共交通を中心とした日常生活の移手段の充実

- 子どもや高齢者など車を使わない人も日常生活を不便なく過ごすことができるように、コミュニティバスなど公共交通を中心とした日常生活の移手段を充実するとともに、名鉄線の各駅を核とした生活利便機能の充実を図り、歩いて暮らせるまちづくりの実現が求められています。

主要課題 2 自主自立に向けた地域活性化への取組み

市民に信頼される開かれた行政の推進

- 「地方分権」が進展し、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を実現するため、開かれた行政として、市民目線にたち、透明性が高く、市民に信頼される行政であることが今後一層求められています。

持続可能な行財政基盤の確立と自主財政基盤の確保

- 市民本位の実効性の高い施策を展開するため、継続して行財政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。また、安定した行財政基盤の確立に向けて、まちの活力やにぎわいの向上、企業誘致などの産業振興により、自主財源を確保することが必要です。水と緑の豊かな自然環境や歴史文化など地域固有の資源や個性を活かした魅力あるまちづくりを進め、人口定住化や交流人口の増加に向けた取組みを進めるなど、まちの活力やにぎわいを高めていく必要があります。

協働による住民自治の一層の推進

- 地域の自立を推進するためには、市民の市政への参画、市民と行政との協働によるまちづくりが不可欠です。市民一人ひとりのまちづくりへの意識をさらに高め、まちを支える担い手となり、市民・地域・議会・行政が協働のパートナーとして連携した住民自治の一層の推進が求められています。

主要課題3 毎日の暮らしにおける安全・安心の確保

自然災害や犯罪、交通事故などに対する市民の生活不安の解消

- 都市基盤の整備や地域の主体的な安全活動を推進し、自然災害や身近な地域で起きる犯罪や交通事故など市民の安全・安心な暮らしを脅かす生活不安を解消していく必要があります。

地域医療・緊急医療体制の充実

- 身近な地域での安心した暮らしを支えるためには、地域医療体制や緊急医療体制を充実するとともに、保健・医療・福祉などの横断的な体制づくりの推進が求められています。

食の安全確保に向けた取組みの充実

- 市民の食の安全への関心や要請が高まっている一方で、市内農地の耕作面積は減少が続き、有効に活用されているとはいえないため、地産地消や食育などと連携した農業振興を図り、食の安全確保に向けた取組みの充実が求められています。

生活や雇用の不安を解消する仕組みづくり

- 景気の変動や雇用体系の変化などによる不安定な就業や経済格差の拡大などが問題となっており、関係機関などと連携した雇用機会の拡大や各種社会保障制度の適正な運用などにより、毎日の生活や雇用への不安が少ない仕組みづくりが求められています。

主要課題4 心の豊かさや生活の質の重視

様々な交流や活動への参加機会の充実

- 個人の価値観の多様化や心の豊かさを重視する傾向が強まる中、すべての市民がいつまでも健康で、心のゆとりや生きがいを実感して暮らせるよう、スポーツ・健康・文化・生涯学習など様々な交流や活動に参加できる機会の充実が求められています。

コミュニティを基本とした地域の活性化

- 地域の活力低下や市民同士のつながりの希薄化が心配される中、小学校区単位を基本としたコミュニティを推進し、地域の担い手となる人材を育成することにより、市民生活の基盤となる地域社会の活性化が求められています。

すべての市民が共生できる地域づくり

- 家庭や地域での交流や多文化共生の重要性が高まる中、世代や性別、国籍などを問わずすべての市民が地域社会の一員として、お互いを尊重し、理解し合って暮らすことのできる地域づくりが求められています。

「学びの学校づくり」を通じた学校教育の一層の充実

- 次代を担う豊かな人間性や創造力をもった人材を育成するためには、家庭・地域・学校が支え合い、自ら学ぶ力の育成を柱とする「学びの学校づくり」を通じた学校教育の一層の充実を図る必要があります。